

(様式 1-3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|----|------------|---------------|-------------|-------|
| NO. | 26 | 事業名 | 災害公営住宅家賃低廉化事業 | 事業番号 | D-5-1 |
| 交付団体 | | 広野町 | 事業実施主体(直接/間接) | 広野町(直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 85,299(千円) | 全体事業費 | 369,634(千円) | |

事業概要

■災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋全壊等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を再建できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。

○事業量

対象戸数：48 戸

○位置付け

(「広野町復興計画(第二次)」の 19 ページ「(2) 町民生活復興のための施策 ①町民生活の復興 ②住まいの復興・住宅の再建、確保支援」を参照)

当面の事業概要

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、住宅を失った被災者の多くは、町外の応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したこと、身体や心に大きなストレスを感じていることから健康障害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。

なお、応急仮設住宅や県借り上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策が必要不可欠である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |

基幹事業との関連性

| |
|--|
| |
| |